

議案第 66 号

東京都板橋区立地域センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立地域センター条例の一部を改正する条例
東京都板橋区立地域センター条例（平成 17 年板橋区条例第 10 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 2 東京都板橋区立常盤台地域センターの部中

「

和室 A	950 円	1,200 円	1,100 円	を
------	-------	---------	---------	---

」

「

和室 A	950 円	1,200 円	1,100 円	に
洋室 A	900 円	1,100 円	1,000 円	

」

改め、同表東京都板橋区立前野地域センターの部中

「

和室 A	950 円	1,200 円	1,100 円	を
洋室 A	400 円	650 円	550 円	

」

「

和室 A	950 円	1,200 円	1,100 円	に
和室 B	400 円	600 円	500 円	
洋室 A	400 円	650 円	550 円	
洋室 B	300 円	500 円	400 円	

」

改める。

付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2東京都板橋区立常盤台地域センターの部及び東京都板橋区立前野地域センターの部に規定する施設の施行日以後の利用に係る申請、承認その他の手続は、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

常盤台地域センター及び前野地域センターに利用施設を加える必要がある。